

政令第四百四十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第四項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第

二十七号。以下「番号利用法」という。）第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステ

ム（番号利用法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。第二十六条において

同じ。）の設置及び管理に関すること。

第七条第一項第十三号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平

成二十五年法律第二十七号。以下この号及び第四十七条第四号において「番号利用法」という。）を「番

号利用法」に、「。同号」を「。第四十七条第四号」に改める。

第十九条第一項中「十人」を「九人」に改め、同条第二項中「大臣官房に置く」を削る。

第二十条の見出しを「(大臣官房に置く課等)」に改め、同条中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第二十六条を次のように改める。

(参事官の職務)

第二十六条 参事官は、番号利用法第二十一条第一項の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する。

附則第八条中「第十九条第一項」を「第二十条」に改め、「のうち一人」を削る。

附 則

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年五月三十日)から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴い、大臣官房の所掌事務を変更するとともに、大臣官房に情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案に参画する参事官を設置する等の必要があるからである。